

平成24年3月2日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) 市民部

地域調整室

<p>監査の結果</p>	<p>福祉資金貸付金の未収金対策について、平成23年度の収納率（注）は1.4パーセントと非常に低い状況であり、滞納件数137件のうち債務者が死亡又は破産した事案24件については、連帯保証人への接触をほとんど行っていないことから、早急に連帯保証人に接触を図り、当該保証債務の履行請求を行うなど、より積極的な未収金対策に取り組まれない。</p> <p>（注）平成23年10月の監査委員質疑に係る資料（同年8月末日現在）による。</p>
<p>措置の内容</p>	<p>平成30年度は「福祉資金回収業務に関する基本方針」を作成し、当該回収業務を所管する各総合支所との連携を強化しながら、借受人及び連帯保証人（いずれも相続人を含む。）に対する履行請求や従来実施していなかった実効性のある法的措置（訴訟の提起（訴訟上の和解）1件、訴え提起前の和解6件）を積極的に講じるなど、回収業務の取組を強化した。その結果、平成30年度の回収実績を前年度と比較すると、収納額については約2.63倍の約402万円を回収し、収納率については4.07ポイント増の6.47パーセントとなるなど、年度当初の収入未済額約6,215万円は年度末において約5,622万円まで減少し、取組強化策が大きな成果につながった。特に連帯保証人からの弁済については、履行請求した15件の案件のうち2件の案件で一括弁済がなされるなど、総額で約170万円の代位弁済がなされた。</p>

(2) 商工観光部

観光振興課

<p>監査の結果</p>	<p>観光振興課は、法定外公共物として管理している旧堤防敷の占用を許可するに当たって、三重県が制定している港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条</p>
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------

	<p>例第2条（別表第1）に定める占用料の額を基に占用料を徴収しているが、このことは、使用料等に関する事項について、条例でこれを定めなければならないことを規定した地方自治法第228条第1項前段の趣旨に照らし、適正を欠くものであることから、市が現に制定している条例の定めるところにより、その使用の対価を徴収するよう見直されたい。</p>
措置の内容	<p>令和元年度分の占用許可より津市法定外公共物の管理に関する条例に基づき算定した占用料を徴収するよう見直した。</p>

(3) 出資団体監査

有限会社美杉観光開発（所管部局：商工観光部観光振興課）

監査の結果	<p>有限会社美杉観光開発は、地域特産物の販路の拡大、就業機会の増大等を目的として、平成8年に美杉村（当時）、観光業者等の出資により設立され、主に酒類の製造・販売に関する業務を行っているが、主要取引先が経営破綻の状態になったことに伴い業績が悪化し、第13期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の決算において、680万円の債務超過に陥り、その後業績は悪化し続け、第15期の決算における債務超過額は4,400万円に膨らむという極めて憂慮すべき経営状況であるため、抜本的な改革が急務であると考えます。</p> <p>一方、市は、行政経営課が外郭団体の在り方の見直しに取り組んでいるところであるが、観光振興課は、同社の経営状況、資産・債務の状況のほか、津市総合計画で産業振興の指針とする「津市産業振興ビジョン」（平成21年4月策定）等における諸施策を踏まえ、同社による事業の経済的・社会的な意義、将来性等、広範かつ客観的に検討の上、市の関与の在り方について、所管課としての方針を早急に決定されたい。</p>
措置の内容	<p>有限会社美杉観光開発の経営状況について、出資者として事業内容や経営状況の把握に努め、同社に事業内容の精査を促すとともに、今後も美杉地域における観光振</p>

興の担い手として継続的に活動ができるよう、経営支援を継続することとし、平成31年3月11日に経営健全化方針を策定し、議会への資料提供及び市ホームページへの掲載を行った。